

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年8月までの期間、同年9月から61年3月までの期間及び61年4月から平成元年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から同年8月まで  
② 昭和55年9月から61年3月まで  
③ 昭和61年4月から平成元年10月まで

昭和55年9月から61年3月までの期間が国民年金の未加入期間となっているが、この期間の国民年金保険料は、同年4月に、納付書によりA銀行B支店で一括納付した。夫婦二人分の保険料で金額が大きかったことを記憶している。

また、申立期間②の前後にある申立期間①及び③の未納とされている期間についても、国民年金保険料を納付していたので、納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3期間113か月と長期である上、申立人が、国民年金の加入手続を同時に行い、保険料も同時に納付していたとしている申立人の妻も申立人と同様に、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿（電子データ及び紙名簿）では、申立期間①及び③については国民年金保険料の未納期間、申立期間②については国民年金の未加入期間となっている。

申立期間①については、申立人は、「国民年金への加入は国民健康保険証がほしかったためであり、国民健康保険に加入するためには国民年金にも加入しなければいけないと思っていた。また、当時は自営のため収入もほとんど無く、生活苦もあり、国民年金保険料の納付の件で市役所に相談した。」としているほか、C市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、申立人及びその妻とも、当該期間は任意加入期間であることから制度的に

は認められない免除申請を受け付け、その後訂正を行ったとみられる「55年度申免受付」との文字が抹消された記載が確認できる。

また、C市の国民年金被保険者名簿（電子データ及び紙名簿）では保険料納付の事実は確認できない。

申立期間②については、申立人は、昭和61年4月に国民年金保険料を一括納付したとしているが、申立人は厚生年金保険の加入期間だけで年金受給要件を満たしていることから、申立期間②は任意加入期間となるため、遡及して加入することができず、国民年金保険料も納付できない期間である。

また、申立人が主張するように、昭和55年9月16日に任意加入の資格を喪失しておらず、61年4月に申立期間②の国民年金保険料を納付したと仮定しても、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

申立期間③については、C市の国民年金被保険者名簿（電子データ）では、申立人及びその妻の昭和61年4月1日の第1号被保険者の資格取得に係る処理日は、共に平成3年10月15日となっていることから、このころに再取得の手続を行ったと考えられる。

また、オンライン記録では、申立人の妻は平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については同年12月26日に、同年4月から同年12月までの保険料については同年12月27日にそれぞれ一括納付していることから、この保険料の納付時点で既に時効により納付できない期間を除いた期間について保険料を納付したものと推認できる。

さらに、申立人については、当該期間の国民年金保険料の納付年月日は不明であるものの、オンライン記録で申立人及びその妻の保険料納付日が確認できる平成5年4月から8年8月までの納付日は夫婦同一日となっていることからみて、申立人も妻と同様に、同時期に保険料納付の時効となっていない元年11月から3年12月までの保険料を納付したものと推認でき、この時点では申立期間③については既に時効により保険料を納付できない期間である。

このほかに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年5月までの期間及び51年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年3月から同年5月まで  
② 昭和51年9月

昭和49年3月にA社を辞めて同年6月にB社に入るまでの3か月間、及び51年9月に同社を辞めて同年10月にC社に入るまでの1か月間については、いずれも実家の農業を手伝っていた期間であり、父親が国民年金の加入手続をし、D納税組合を通じて私の分の保険料を納付してくれていたはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月7日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親がD納税組合を通じて保険料を納付してくれていたはずであるとしているところ、申立人の父親は、現在、高齢等により入院中で聴取は困難である上、E市では、申立期間当時、国民年金保険料の徴収を行っていた市内各地区の納税組合は平成16年3月にすべて解散し、同市で保有していた納税組合関係資料も既に廃棄したとしており、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 10 月 30 日から 39 年 3 月 16 日まで

私は、昭和 38 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月に A 事業所（現在は、B 事業所）に非常勤職員として勤務し、39 年 3 月に C 事業所の職員として採用されるまで、同事業所に勤務していたが、同事業所における私の厚生年金保険の加入期間は、38 年 6 月から同年 9 月までの 4 か月のみで、その前後の期間の記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A 事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B 事業所では、申立期間当時の申立人に係る採用関係資料及び賃金台帳等の資料が無く、申立期間当時の勤務実態を確認できない。

また、B 事業所が保有している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 30 日に喪失していることが確認できる上、同事業所では、これ以外に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書等が見当たらないとしている。

さらに、A 事業所における勤務期間を記憶していると回答のあった同僚 15 人中 10 人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録をみると、継続した勤務期間中、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を短期間（1 か月から 10 か月）で繰り返し（1 回から 9 回）行われており、申立人同様、勤務期間を継続して厚生年金保険被保険者資格を取得していない

ことが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、これ以外に申立人の氏名は確認できず、申立期間①及び②を含む前後の健康保険被保険者整理番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から44年1月1日まで

A社B支店の社員として各種工事に従事した期間の厚生年金保険の被保険者期間が昭和44年1月1日から同年7月1日までとなっていることに納得できない。

給与明細書等はないが、A社の正社員として給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店は、申立人が主張する各種工事について、昭和26年11月から48年3月までに同社が施工した工事であるとしていることから、申立人が申立期間当時、当該工事に従事していたことは推認できる。

しかし、A社B支店は、「当時の関係資料は現存しないため、申立人の雇用形態や保険料控除等及び雇用保険の加入基準等は確認できない。現存する職員名簿に申立人の氏名は確認できない。」としていることから、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除等を確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚を特定することができず、申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、A社B支店が加入しているC国民健康保険組合は、「申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。」としている。

加えて、申立期間のうち、昭和41年4月から43年12月までの33か月間については、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、これ以外に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月ごろから41年4月1日まで

A社B支店において、建築担当としてC工事やD工事等の建設工事に従事した期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店は、C工事について、昭和38年4月から41年3月までに施工した工事であるとしていること、及び申立人がD工事に係る感謝状を保管していることから、申立人が申立期間当時、当該工事に従事していたことは推認できる。

しかし、A社B支店は、「当時の関係資料は現存しないため、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得及び保険料控除等は不明である。現存する申立期間当時の職員名簿に申立人の氏名は確認できない。」としている上、申立人が保管する感謝状に記載されている職名の「E」についての詳細は不明としていることから、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、申立人が記憶する申立期間当時のA社B支店の社員は、「私は、土木担当であり、厚生年金保険事務については分からない。」としていることから、申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和29年2月1日に被保険者資格を取得している者は、「自分がA社で勤務した期間にも厚生年金保険に加入していない期間がある。」としており、同社では、同社で勤務した期間すべてにおいて、

厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社B支店が加入しているF国民健康保険組合は、「申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。」としている。

その上、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間のうち39年4月から41年3月までの24か月間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、これ以外に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月5日から31年12月30日まで

私は、申立期間に勤めていたA事業所を退職する際に、社会保険及び雇用保険関係の事務を担当していた事務長から、脱退手当金制度について説明を受けたことも、脱退手当金の申請書をもらったことも無い。

また、退職時に事業所からお金を受け取ったことも、どこかの役所へ出向いて現金を受給したことも無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和31年12月30日）から4か月以内の昭和32年4月21日に支給決定がなされているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄の支給記録等に照らすと、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金の額を再計算してみると、支給金額には10円の不足を生じるものの、その誤差は1パーセント未満にとどまっており、これのみをもって脱退手当金が支給されていないとは判断し難い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人は、申立期間の事業所を退職した8か月後に婚姻し、昭和45年5月まで厚生年金保険への加入歴も無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1472 (事案 48 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 11 月 1 日まで A 社 (現在は、B 社) C 事務所に勤務しており、給与から社会保険料が控除されていた。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) A 社 C 事務所は同社 D 出張所の管下に設置されたが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば当該出張所は昭和 21 年 6 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間のうち 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 31 日までは、申立人は当該事務所に係る厚生年金保険の被保険者となることができないこと、iii) 当該出張所が適用事業所となった同年 6 月 1 日から申立人の資格取得日までの間に被保険者資格を取得した者を同被保険者名簿において確認しても、申立人の氏名は見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 3 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立人が A 社 D 出張所管轄の同社 C 事務所から同社 E 支社に異動してきたとの同僚の証言及び申立人の勤務期間が記載されている資料 (退職記念品を受け取った際の文書) を提出し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているところ、申立人が同社 C 事務所に勤務していたことは推認できるが、当該資料及び同僚の証言か

ら申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月20日から同年10月18日まで  
② 昭和22年5月23日から同年12月27日まで  
③ 昭和23年6月14日から24年1月10日まで  
④ 昭和24年4月22日から25年1月10日まで  
⑤ 昭和25年4月5日から同年5月1日まで  
⑥ 昭和25年12月26日から26年1月10日まで  
⑦ 昭和26年3月26日から同年6月1日まで  
⑧ 昭和26年12月28日から27年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和21年から29年までの期間にいくつかの未加入期間があるが、その期間には船舶Aや船舶B、船舶Cに甲板員として乗っていた。

船員手帳に雇入れ及び雇止めの記録があり、船員保険に加入していないとは思えないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が所持する船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載により、申立人が船舶Aに乗っていたことは推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると当該船舶所有者は、昭和22年12月1日に船員保険の適用を受けており、申立期間①は船員保険の適用を受けておらず、申立期間②の大部分の期間も船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも申立期間①及び②に関する記載は無い。

さらに、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿では昭和 24 年 5 月 4 日以前に船員保険の資格を取得している被保険者は確認できなかった。

加えて、申立期間①及び②において船舶 A の船長の氏名で船員保険に加入している者は無く、申立人は同僚の氏名を覚えていないことから、当時の船員保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

- 2 申立期間③及び④について、申立人が所持する船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載により、申立人が船舶 B に乗っていたことは推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると当該船舶所有者は、昭和 25 年 1 月 16 日に船員保険の適用を受けており、申立期間③及び④は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも当該期間に関する記載は無い。

さらに、船舶 B の船長は特定することができず、申立人が名前を挙げた同僚も申立期間③及び④において船員保険の加入記録は無い。

- 3 申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧については、同僚 5 人の証言及び申立人が所持する船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載により、申立人が船舶 C に乗船したことは推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、当該期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっておらず、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は必ずしも一致するものではない。

申立期間⑤について、船員保険被保険者名簿によると当該船舶所有者は、船舶所有者名簿によると昭和 25 年 5 月 1 日に船員保険の適用を受けており、当該期間は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

申立期間⑥について、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿において船舶 C で資格を再取得している被保険者に照会したところ、うち 1 人は、船員手帳によると昭和 26 年 1 月 19 日に雇止めとされているが、オンライン記録によると同年 1 月 25 日に資格喪失となっており、申立人と同様、雇止日と資格喪失日は一致しない上、「申立人と一緒に乗船していた期間は分からない。」としている。

申立期間⑦について、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿において申立人を含む 41 人が昭和 26 年 6 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、当該期間において被保険者資格を取得している者はいない。

申立期間⑧について、当該被保険者名簿において船舶 C で資格を再取得している被保険者に照会したところ、船員手帳を所持している者が 4 人おり、うち 1 人は船員手帳によると昭和 26 年 3 月 26 日に雇入れ、28

年2月10日に雇止めとなっているが、オンライン記録によると26年6月1日に資格取得、同年12月28日に資格喪失、27年3月1日に資格再取得となっており、申立人と同じ被保険者記録となっている。

また、船舶Cの船長は特定することができず、申立人が名前を挙げた同僚も申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧において船員保険の加入記録は無い。

4 このほか、すべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年から 31 年 5 月 1 日まで  
昭和 25 年ごろから、A 社に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者、又は船員保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の次女が述べていた申立人の同僚 4 人は、申立人を知っていると回答しているが、うち 2 人は申立期間後に A 社に入社している。

また、ほかの同僚 2 人は、申立期間は船員保険の被保険者となっているが、申立人と同じ船舶に乗り合わせてはいないと証言している。

さらに、申立人は、船員手帳を保管しておらず、既に亡くなっているため船員保険の加入状況について詳細な事情を聴取することはできない。

加えて、当該事業所は「社会保険関係の書類は保存期限を過ぎていることから廃棄してしまっている。」としていることから、当時の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 8 月まで  
高校卒業と同時に、昭和 31 年 4 月から A 市にあった B 社が経営する C 事業所に見習として就職した。事業主の名前は D 氏といった。  
職場と同じ棟にあった部屋に住み込みで勤務していたことは、昭和 31 年 11 月に取得した技術者の免許証の住所が C 事業所内となっていることで証明できる。  
当時の給料袋や給料明細書は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた技術者の免許証の現住所の記載から、申立人が申立期間において C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、C 事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 38 年 10 月 22 日であることが確認できる。

また、申立人が、当該事業所の事業主であると述べている者の氏名はオンライン記録に見当たらず、勤務していたと述べている事業主の姉妹は、昭和 38 年 10 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主の妻から C 事業所は B 社が経営していたとの証言が得られたが、法人登記簿には申立人が述べた住所地に同名称の事業所は見当たらず、住所地が異なる 3 事業所は、いずれも申立期間には存在していない。

加えて、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっている B 社は 1 社確認できたが所在地が異なっており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が名前を挙げた事業主の氏名は確認できず、オ

ンライン記録に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 28 日から 34 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 9 月 10 日まで  
昭和 30 年から 35 年ごろまで、A 地区にあった B 社に勤務していた。  
事業主の氏名や取引先の事業所名を覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が勤務していたとする A 地区の B 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、商業登記簿においても当該事業所は確認できない。

また、C 県と D 県を所在地とする同名称の事業所が確認でき、申立人の妻も申立人は両県で働いていたことがあるとしているが、C 県において確認できる同名称の事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和 36 年 2 月 1 日となっており、申立期間当時は同保険の適用事業所となっていない。

さらに、D 県において確認できる同名称の事業所は、昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人は現在病気療養中で当時の状況を聴取できない上、申立期間は婚姻前で申立人の妻からも当時の状況を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。